

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、成形ダンローラーとして就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社工場において、成形機の操作をしていたところ、取出し機から突出してきたチャック板と成形機の間で左顔面を挟まれ負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同日、C病院に救急搬送され「左眼眼球打撲傷、左眼窩低骨折・左硝子体出血・左角膜炎」と診断され、入院治療を受けた。その後、同月〇日、D病院に転医し、「左眼球破裂」（以下「本件傷病」という。）と診断され、入院治療を受け、以後、複数の医療機関において療養を継続している。

- 3 請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日までの期間について休業補償給付を請求し、その支給を受けていたところ、後続請求として、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について休業補償給付の請求をしたが、監督署長は、通院日以外の日については療養のため労働ができなかったとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした（以下「初回不支給処分」という。）。

請求人は、初回不支給処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却されたため、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成27年労第237号事件）。

初回不支給処分の後、請求人は、本件傷病に係る後続請求として、監督署長に

対して平成○年○月○日までの期間について休業補償給付を繰り返し請求したが、監督署長は、いずれも初回不支給処分と同様の理由により、通院日以外の日については、これらを支給しない旨の処分をした。請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求及び当審査会に対して再審査請求をしたが、いずれも却下又は棄却されている（平成28年労第382号事件ほか）。

また、請求人は、本件負傷により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが棄却されたため、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した（平成28年労第47号事件）。

4 本件は、請求人が、更に後続請求として、平成○年○月○日から同月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は同年○月○日をもって治癒（症状固定）していると判断し、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人の本件傷病が平成○年○月○日をもって治癒したとして、同年○月○日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、同人には精神障害及び右目の視力低下が存し、これらの傷病が治癒していないと主張するので、以下検討する。

(2) 当審査会においては、本件傷病について、改めて、E医師の平成〇年〇月〇日付けの意見書、F医師の平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書、G医師の平成〇年〇月〇日付けの意見書、H医師の同月〇日付けの意見書及びI医師の平成〇年〇月〇日付けの意見書を精査したところ、いずれの医師も、請求人の本件傷病は治癒（症状固定）していると述べており、一件記録を精査しても、本件傷病について、さらなる休業を必要とする旨の医学的所見は存在しない。したがって、当審査会としても、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）したとの監督署長の判断は妥当であると考える。

請求人の右目の視力低下については、H医師は、同院初診時から視力低下はないとし、他の医師はいずれも原因不明と述べていることから、業務上の事由によるものとは認められない。

また、請求人の精神障害については、当審査会が業務上の事由によるものとは認められないとして、同人の再審査請求を棄却する旨の裁決（平成28年労第47号事件。丁1）をしているところ、一件記録を精査しても、同裁決を覆すに足りる医師の所見その他の資料を見いだすことができない。

なお、請求人は、同人に対する傷病補償年金の受給資格についての審査を求めるとしているが、本件においては、請求人は同年金の請求をしておらず、当審査会において審査することはできない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。